



豊岡市監査告示第6号

豊岡市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第5項の規定により、豊岡市職員措置請求に係る監査を行ったので、同条同項の規定によりその結果を公表します。

2020年11月27日

豊岡市監査委員 保田 勇一
豊岡市監査委員 中嶋 英樹

第1 請求人

豊岡市京町 安治川 敏明
豊岡市大磯町 足立 和久

第2 請求の受理

本請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定による請求の要件を具備しているものと認め、2020年10月14日、これを受理することに決定した。

第3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人2名に対して、2020年11月4日午後1時30分から陳述の機会を設け、証拠の提出及び請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

新たに下記の証拠が提出された。

- ① (公文書公開請求)別紙 請求する公文書の件名または内容
- ② 広報とよおか 2020年10月号 6頁
- ③ 昭和58年(1983年)3月16日付 神戸新聞記事
- ④ 昭和58年第2回定例会会議録(3月15日) [抜粋]
- ⑤ 平成13年第6回定例会(12月3～21日)会議録 [抜粋]

第4 請求の要旨

請求人から提出された豊岡市職員措置請求書によれば、請求の要旨は以下のとおりである。

1. 措置対象職員 豊岡市長 中貝宗治
2. 請求の趣旨

(1) 対象行為

ア. 2020年9月30日付「市民の皆様へ」文書の職権乱用の不当な違法の疑いのある発行
イ. ア. の文書を市広報に類する文書と見せかけて自治区区长を通じて全世帯に配布させた職権乱用の不当な違法の疑いのある行為

ウ. ア. およびイ. の行為により豊岡市議会閉会中審査の対象となっているアイティ4階買収関連の補正予算審議を妨害し市民に市議会の審議状況を錯誤させる恐れのある職権乱用の不当な違法の疑いのある行為

(2) 対象行為を監査請求する理由

豊岡市長中貝宗治(以下「市長」という。)は、2020年9月30日付「市民の皆様へ」文書(以下「文書」という。)を豊岡市全自治区区长に区の世帯分に相当する部数を郵送等により送付し、区长が組長等区役員を通じて全世帯に配布を依頼した。これは毎月一回全世帯に配布する「市広報」の配布の例による行為として文書は区长等により臨時に全世帯に配布された。

ア. 文書は、豊岡市議会閉会中審査の対象となっているアイティ4階買収関連の補正予算審議の状況を、議案を提出している市長の立場と見解を一方的に示したものである。市長は行政執行にあたって議決を経た予算に基づいて行わなければならない、継続審査中の

補正予算に関する文書を「市広報に類するもの」として発行することは職権乱用かつ不当違法と言わなくてはならない。さらに市議会の審議状況を市民に報告する趣旨であれば、少なくとも市議会と協議し急施を要する「議会だより」等議会広報等として発行すべきものである。

イ. 文書は、臨時に配布するため郵送等により区長あて送付された。「市広報」等の各自治区への送付にあたっては送付事務委託費が計上され受託者により各自治区に輸送されている。また各自治区には行政事務連絡費が交付されている。文書が臨時に送付費用を要したことは、市長の職権乱用かつ不当違法と言わなくてはならない。

ウ. 文書が、「議会審議の論点」まで示しているが、アイティ 4 階買収関連の補正予算審議の状況を市議会が論点として確認した証明はない。「議会審議の論点」を示すのであれば、会議録等により客観的な報告を行うことが当然である。文書の配布を受けた市民が、文書の市長の一方的見解を継続審査中の「議会審議の論点」として錯誤する恐れがあり、市長の職権乱用かつ不当違法と言わなくてはならない。

(3) 対象行為により生じた市の損害

ア. 文書編集印刷費相当額

イ. 文書の区長等への送付郵送等費用相当額

ウ. 文書発行のために費消された市職員の給与費相当額

(4) 請求する措置

ア. 市の損害額の賠償

イ. 文書の取り消しと市民市議会への陳謝

事実証明書 (省略) ① 2020 年 9 月 30 日付「市民の皆様へ」

② 2020 年 9 月 30 日付「アイティ 4 階フロアの子育て支援の総合拠点等整備に関するお知らせの配布について」(お願い)

第 5 監査の実施

「市民の皆様へ」の作成・配布に係る対象機関を豊岡市都市整備部(都市整備課)及び総務部(総務課)とし、2020 年 11 月 4 日午後 2 時 30 分から関係職員として都市整備部長及び総務部長への事情聴取を行い、作成経過等の確認を実施した。

なお、本件監査の途中において、2020 年 11 月 11 日付で椿野仁司監査委員が退職し、後任として同年 11 月 12 日付で松井正志監査委員が選任されたが、松井委員は本請求の対象行為である文書の発行について、発行前にその内容を市議会副議長として確認していた経過があることから、法第 199 条の 2 の規定により除斥して監査を行った。

第 6 監査の結果

本請求を棄却する。

なお、請求人の請求する措置の「イ. 文書の取り消しと市民市議会への陳謝」については、法第 242 条第 1 項に定める監査委員に対し求めることができる措置(㊶財務会計上の行為の防止、㊷財務会計上の行為の是正、㊸怠る事実を改めること、㊹財務会計上の行為又は怠る事実によって市の被った損害の補てんのために必要な措置)には当たらないことから、不適法な請求であり却

下とする。

理 由

請求の要旨及びその理由に基づき、各対象行為について監査を行った結果は、次のとおりである。

1 「ア. 2020年9月30日付「市民の皆様へ」文書の職権乱用の不当な違法の疑いのある発行」について

請求人は、市長が市議会において継続審査中の補正予算に関する文書を発行したことについて、市長の立場と見解を一方的に示したもので職権乱用かつ不当違法な行為であると主張しているが、文書の内容は、それまでの市議会本会議等でなされた議論の内容を整理したものであり、市長の立場と見解を一方的に示しているとは認められない。

当該文書は、9月定例会において、アイティ4階買収関連予算を含む一般会計補正予算案が予算決算委員会の2分科会で否決され、本会議において予算決算委員会の申出のとおり継続審査となったため、市民への説明義務を果たすべく発行されたものであり、何ら違法性はなく、市長の裁量の範囲内と考えられる。

さらに、市議会の審議状況を市民に報告する趣旨であれば議会広報等として発行すべきとの主張もあるが、これについても市長として市の考え方を明らかにする責務に基づいて臨時的に広報したものであると認められ、前述のとおり市長の裁量の範囲内であると考えられる。

2 「イ. ア. の文書を市広報に類する文書と見せかけて自治区区长を通じて全世帯に配布させた職権乱用の不当な違法の疑いのある行為」について

請求人は、当該文書を臨時に配布するために送付費用を要したことが市長の職権乱用かつ不当違法な行為であると主張するが、行政文書の配布は、行政連絡調整事務委託契約に基づく、豊岡市と区民(市民)との連絡調整事務の一つである。

また、当該文書に係る費用の支出手続きについても、豊岡市会計規則にのっとって適正に行われており、当該支出は違法不当とは言えず、法第2条第14項及び地方財政法第4条に違反する違法なものとは言えない。

さらに、急を要する内容の広報について臨時的にチラシ等を区長を通じて配布することは、本請求以外の事例でも同様に臨時的手段として行われてきた行為であり、市長の職権乱用かつ不当違法との指摘は当たらない。

3 「ウ. ア. およびイ. の行為により豊岡市議会閉会中審査の対象となっているアイティ4階買収関連の補正予算審議を妨害し市民に市議会の審議状況を錯誤させる恐れのある職権乱用の不当な違法の疑いのある行為」について

請求人は、当該文書が示す「議会審議の論点」について、市議会が論点として確認した証明はなく、市民が市長の一方的見解を継続審査中の「議会審議の論点」として錯誤する恐れがあると主張している。

これについては、関係職員の陳述によれば、文書は、議会での議論の間、新聞報道等により

情報が断片的に広がったこと、その後、商工業団体、高齢者団体、子育て団体等から市議会議長及び市長へ要望書が提出され、また、市民から複数の問合せもあり、急速に市民、関係団体等に関心や不安が高まったことから、早急に市民に対し説明する必要性が生じたため、急遽、発行されたものである。あわせて、文書中【論点】の記述は市議会本会議等でなされた議論の内容を整理したものであり、そのうえで慎重を期するため市議会の正副議長に予め文書の内容を示し、正確性を欠いていないか確認を求めた後に発行したものとすることである。このような状況を考慮すれば、市長の職権乱用や補正予算審議の妨害にあたるものとは考えられず、市民が議会審議の論点を錯誤するとの指摘は当たらない。

結 論

以上のことから、請求人の主張に理由がないものと判断し、本請求を棄却する。